

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	府税の賦課徴収関係事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、府税の賦課徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得るということを認識し、特定個人情報の漏えい等の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大阪府が情報セキュリティを確保するために遵守すべき基本的事項を定めた「情報セキュリティに関する基本要綱」に基づき、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を講じている。

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和8年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	府税の賦課徴収関係事務
②事務の概要	○地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち府税の賦課徴収に関する事務 事務の概要は以下のとおり。 1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務 2. 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状送付や滞納整理等を行う滞納整理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う納税者管理業務 納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を府の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)し、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。
③システムの名称	税務システム(税務情報システム、国税連携システム、電子申告システム)、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務情報システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府財務部税務局
②所属長の役職名	税務局長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066 財務部税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部税務局税政課税務企画グループ

延和元	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9119
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務局長 加藤信二	税務局長	事後	項目改正による記載変更(様式の改正による)
平成31年2月28日	I - 7 請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 06-6944-6066 財務部税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 財務部税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118	事後	
平成31年2月28日	II - 1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年2月28日	II - 2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策	—	項目新設による記載追加	事後	項目新設による記載追加(様式の改正による)
令和2年5月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち府税の賦課徴収に関する事務 事務の概要は以下のとおり。 1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 2. 収納、還付、充当等を行なう収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状送付や滞納整理等を行なう滞納整理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行なう納税者管理業務 納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を府の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)し、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 (※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)	○地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち府税の賦課徴収に関する事務 事務の概要は以下のとおり。 1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務 2. 収納、還付、充当等を行なう収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状送付や滞納整理等を行なう滞納整理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行なう納税者管理業務 納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を府の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)し、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 (※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)	事後	
令和2年5月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務情報システム、大阪府統合宛名システム、地方公共団体情報連携中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム、自動車保有手続きのワンストップサービスシステム	税務情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム	事後	
令和2年5月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和2年5月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び同法別表第二の28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第21条		事後	
令和2年5月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	
令和2年5月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事後	
令和5年7月28日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 財務部税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館06-6944-6066 財務部税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の名称	税務情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム	税務システム(税務情報システム、国税連携システム、電子申告システム)、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和7年3月31日	I 関連情報 2. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の16の項	別表の24の項	事後	法令改正への対応
令和7年3月31日	I 関連情報 2. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一	番号法別表	事後	法令改正への対応
令和7年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	06-6210-9118	06-6210-9117	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点	事後	評価の再実施にあたっての修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点	事後	評価の再実施にあたっての修正
令和7年3月31日	Ⅳ リスク評価 8. 人手を介在させる作業	<新規項目>	十分である 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	評価書様式の改定に伴い記載